
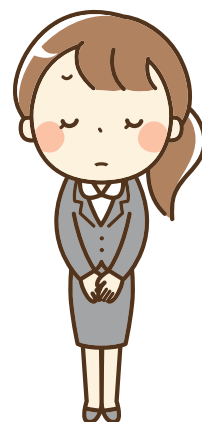


# 扶養状況調査(検認)の実施について

『共済だより』6月号でお知らせしました扶養状況調査について、調査対象者がいる組合員へは、所属所の共済事務担当課を経由して「被扶養者資格確認届書」等(ピンク色の封筒)を配付しております。つきましては、同封の「被扶養者状況調査(検認)の実施のお知らせ」にそって、必要事項を記入し、被扶養者の状況に応じた書類を添付いただき、所属所の共済事務担当課へご提出ください。共済事務担当課への提出期限につきましては、共済事務担当者にご確認ください。

また、扶養状況調査にあたり、本組合ホームページ専用バナー  を掲載しておりますので、ご活用ください。

提出期限までの提出にご協力をお願いします。



## 扶養状況調査 Q & A

**Q1** 給与明細を紛失してしまい、すべての給与明細を提出することができません。この場合、どうしたらよいですか？

**A1** 事業所に「給与等支払証明書」の作成をご依頼いただき提出してください。また、複数の事業所がある場合は、それぞれ揃えていただき提出してください。

**Q2** 今回の扶養状況調査で、配偶者のパート収入が基準額(108,334円)を超過していることがわかり、遡って扶養認定を取消すこととなりました。認定取消となった場合、どのような手続きが必要になるのですか？

**A2** 組合員の被扶養者である20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金第3号被保険者となることが定められており、被扶養者の資格を喪失した場合には、国民年金第3号被保険者も遡って資格を喪失することとなります。

そのため、被扶養者の資格喪失後は、ご自身で加入することとなる国民健康保険の保険料、また国民年金第1号被保険者としての保険料を負担することとなりますのでご了承ください。

なお、遡って認定取消となった場合、その間の医療費の返還が生じる場合があります。

**Q3** 勤務先において従業員が退職(休職)したことに伴う人手不足により、令和5年11月から令和5年12月の給与が月額基準額を超過してしまいました。

これに伴い、3カ月の平均額も基準額を超過している場合、扶養取消になりますか？

**A3** 「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いが令和5年10月20日から開始されており、人手不足による一時的な収入変動に該当する場合には「①事業主証明」および「②雇用契約書」を提出していただくことで扶養認定を継続することができます。

**Q4** 調査対象者の中に、大学を卒業し既に就職している子の分が含まれていました。この場合、どのようにすればよいですか？

**A4** 早急に所属所の共済事務担当課で扶養認定の取消申告の手続きと被扶養者証の返納を行ってください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306